

LINE 法人向けサービス「PayPay ギフトカード」個別約款

第1条（約款の適用）

1. LINE 法人向けサービス「PayPay ギフトカード」個別約款（以下「個別約款」といいます。）は、LINE 株式会社（以下「当社」といいます。）が契約者に提供する「PayPay ギフトカード」サービスの利用について定めるものです。
2. 個別約款は、「LINE 法人向けサービス基本約款」（以下「基本約款」といいます。）とあわせて適用され、基本約款と個別約款の内容が異なる場合は、個別約款が優先して適用されます。

第2条（定義）

個別約款において使用する用語は、以下の各号の意味で使用し、定義されない用語は、基本約款の定めによるものとします。

- (1) 「本個別サービス」とは、当社が契約者に対し、契約者が自らのキャンペーンページ等にて募集又は告知を行い、利用者に PayPay ポイントを付与することを目的として PayPay ギフトカードを提供するサービスをいいます。
- (2) 「PayPay ポイント」とは、PayPay 株式会社（以下「PayPay 社」といいます。）が発行する電子マネーのうち、当社が「PayPay ポイント」と定めるものをいいます。
- (3) 「PayPay ギフトカード」とは、PayPay 社が作成する英数字で構成されるコードであり、スマートフォン向け PayPay アプリケーションに入力することで PayPay 社が当該コードに設定した金額相当の PayPay ポイントが、利用者に対して付与される機能を有するものをいいます。
- (4) 「利用者」とは、PayPay ギフトカードを使用して、PayPay ギフトカードと PayPay ポイントの交換を行う PayPay ポイントサービスのユーザー（潜在的なユーザーを含みます。）をいいます。
- (5) 「対象プロモーション」とは、PayPay ギフトカードを利用して契約者が行う自らの商品、サービス等のプロモーションをいいます。

第3条（契約の成立）

1. 契約者は、当社に対して、当社が別途指定する様式により、本個別サービスに申し込む（以下「本申込」といいます。）ものとします。
2. 当社は、本申込を承諾する場合は、承諾する旨を契約者に通知するものとし、当該通知が契約者に発信されたときに、本個別サービスの利用に係る契約（以下「本契約」といいます。）は成立します。なお、当社は、当該通知を第4条第1項に基づく請求書の発送に代えることができます。

第4条（代金の支払い）

1. 当社は、本申込を承諾した場合は、契約者に対して請求書を発送する方法にて、PayPay ギフトカードの代金を請求するものとします。

2. 契約者は、当社に対して、前項に基づく請求書に記載された金額を、PayPay ギフトカードの代金として、あらかじめ当社指定の方法にて、当社指定の期限までに支払うものとします。なお、当該支払に要する手数料は、契約者が負担するものとします。
3. 契約者は、理由の如何を問わず、前項に基づき当社に支払った代金が一切返還されないことを、あらかじめ承諾します。

第5条（本個別サービスの提供）

1. 当社は、当社が別途指定した時期において、契約者に対し、PayPay ギフトカードを送付します。
2. 当社は、契約者に対し、本申込時に指定された電子メールアドレスに送信する方法にて、PayPay ギフトカードの取得に係るパスワード等の情報（以下「パスワード等情報」といいます。）を送信するものとし、当該送信をもって PayPay ギフトカードの納品が完了したものとします。
3. 契約者は、本個別サービスの提供を受けるに当たり、個別約款及び当社が別途定める運用条件に従った手続を実施するものとし、当該手続の誤りに関して一切の責任（利用者等の第三者に対する責任も含みます。）を負うものとします。
4. 当社は、本個別サービスに関する業務の全部又は一部を第三者に対して委託することがあり、契約者はこれを承諾するものとします。

第6条（PayPay ギフトカードの配布・利用）

1. 契約者は、利用者に対し、次の各号に該当する形式にて、PayPay ギフトカードを配布することができません。但し、当社が承諾した場合はこの限りではありません。
 - (1) 利用者への販売その他有償での PayPay ギフトカードの配布
 - (2) 利用者を除く第三者への PayPay ギフトカードの譲渡（有償、無償を問いません。）
 - (3) 不当景品類及び不当表示防止法、資金決済に関する法律その他の法令に反する PayPay ギフトカードの配布
2. 契約者は、対象プロモーションを行う場合、利用者が不正な方法により PayPay ギフトカードを取得できないようにしなければなりません。利用者が不正な方法により PayPay ギフトカードを取得した場合であっても、当社は、PayPay ギフトカードの代金を契約者に対して返還しません。
3. 契約者は、当社があらかじめ書面による承諾をした場合、受託者を通じて、利用者に対し、PayPay ギフトカードを配布することができます。この場合、契約者は、受託者に対し、自らが本契約において負うのと同等の義務と責任を課すものとします。契約者は、受託者が当社に対して損害を与えた場合、受託者と連帯して当社に対して責任を負うものとします。
4. 契約者は、PayPay ギフトカードを配布した利用者に対して、PayPay ギフトカードから PayPay ポイントへの交換方法、PayPay ポイントの利用方法その他当社が指定する告知を行うものとします。

第7条 (PayPay ギフトカード等の滅失等)

1. 納品前までに生じた PayPay ギフトカード又はパスワード等情報の滅失は、契約者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、当社が負担するものとします。当社は、かかる場合、当社の責任と費用の負担において、PayPay ギフトカード又はパスワード等情報の再発行その他当社が指定する措置を行うものとします。
2. 納品後に生じた PayPay ギフトカード又はパスワード等情報の滅失は、当社の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、契約者が負担するものとします。
3. 契約者は、以下についてあらかじめ了承することとします。
 - (1) PayPay 社が契約者に送付した PayPay ギフトカードの有効期限が経過した場合、当該 PayPay ギフトカードが失効し、PayPay ポイントの付与が受けられなくなること。
 - (2) PayPay ギフトカードの送付にあたり、個別約款及び当社が別途定める運用条件に利用者が違反又は違反しているおそれがあると当社が合理的な理由に基づき判断した場合、当社は、契約者に対する PayPay ギフトカードの送付の中止、送付済みの PayPay ギフトカードの取消、PayPay ギフトカードを利用した利用者に対する PayPay ポイントの付与の中止又は付与済みの PayPay ポイントの取消措置を、自ら又は PayPay 社に指示することにより、行うことができること。
 - (3) 前号に基づき利用者が PayPay ポイントの付与を受けることができない場合であっても、当社が契約者に対して一切の補償を要しないこと。

第8条 (適法性の確認)

1. 契約者は、本申込を行った時点において、対象プロモーションが行政機関の規制の対象となることが合理的に予測できる場合、対象プロモーションを行うことが適法であることを、当該行政機関に事前に確認したことを表明し、保証します。
2. 契約者は、対象プロモーションの実施後も、対象プロモーションを実施することの適法性について確認し、これが適法であることを保証します。
3. 契約者が前二項に定める確認義務を怠り、対象プロモーションを実施することが違法と判明した場合、当社は、直ちに本個別サービスを停止又は中断することができ、かかる停止又は中断に関して契約者に生じた損害については何ら責任を負いません。また、対象プロモーションの実施が違法であった場合において、当社に生じた損害、損失又は費用及び当社が第三者に対して負担することになった損害賠償金相当額（弁護士費用を含みますが、これに限りません。）について、契約者は、当社に直ちに全額賠償するものとします。

制定日：2023年1月11日